

公安委員会 決裁資料	特例施設占有者の指定等に関する規則の一部 改正について	令和7年5月22日 会計課
<p>1 改正理由</p> <p>(1) 「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）が施行（令和7年6月1日）されることに伴い、遺失物法施行令が改正予定であることから、「特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年鹿児島県公安委員会規則第26号）」に定める関係様式（誓約書）の改正を行うもの。</p> <p>(2) 政府全体で取り組んでいるデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しの一環として、遺失物法等が定める広告及び公示については、従来の掲示版での掲示等と併せて、インターネットを通じて行うこととするもの。</p> <p>(3) 特例施設占有者の指定を受けようとする際の申請書の提出先について、複数の店舗を本社等が一括して申請する場合、警察本部警務部会計課に提出するよう改めるもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 第2条第1項 「施設の所在地を管轄する警察署長」を「鹿児島県警察本部警務部会計課又は施設の所在地を管轄する警察署」に改める。</p> <p>(2) 第3条第3項、第4条及び第5条第3項 「掲示板に掲示して行う」を「掲示板での掲示等と併せて、インターネットを利用することにより、これを行う」に改める。</p> <p>(3) 第2号様式（第2条関係）誓約書 「禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>3 施行期日 令和7年6月1日</p>		